

監視専門調査会防災・復興ワーキング・グループ（第2回）議事録

- 1 日 時 平成25年12月6日（金） 10：00～12：00
- 2 場 所 内閣府本府5階特別会議室
- 3 出席者
 - 座長 廣岡 守穂 中央大学教授
 - 委員 二宮 正人 北九州市立大学教授
 - 同 松下 光恵 静岡市女性会館館長
 - 同 宗片 恵美子 特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
- 4 議事次第
 - 1 開会
 - 2 防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況について
 - (1) 内閣府
 - (2) 外務省
 - 3 有識者等からのヒアリング
 - (1) 松岡 由季 国連国際防災戦略事務局（UNISDR）駐日事務所代表
 - (2) 石川 浩史 仙台市総務企画局国連防災世界会議準備室長
 - (3) 橋本ヒロ子 十文字学園女子大学教授兼十文字中学高校校長
 - (4) 男女共同参画と災害・復興ネットワーク
 - 田中 正子 同ネットワーク役員
 - 原 ひろ子 同ネットワーク副代表
- 5 配布資料
 - 資料1 今後の検討の進め方について（案）
 - 資料2 防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の取組状況について
 - 資料3 外務省配布資料
 - 資料4 国連国際防災戦略事務局配布資料
 - 資料5 仙台市配布資料
 - 資料6 橋本ヒロ子氏配布資料
 - 資料7 男女共同参画と災害・復興ネットワーク配布資料
 - 参考資料1 第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見（「防災・復興における男女共同参画の推進」について）
 - 参考資料2 兵庫行動枠組2005-2015
- 6 議事録

○廣岡座長 おはようございます。ただいまから「防災・復興ワーキング・グループ」の第2回の会合を始めます。皆様には、大変お忙しいところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。今日からがワーキング・グループとしての本格的な議論でありま

すので、しっかり進めてまいりたいと思います。

まず、ワーキング・グループでは、関係する府省の方々にオブザーバーとして参加していただくということにいたしました。

始めに、オブザーバーの方々に自己紹介を兼ねて御挨拶を頂ければと思います。

内閣府防災から順に御挨拶をよろしく願いいたします。

○古矢一郎内閣府政策統括官（防災担当）付（総括担当）企画官 内閣府防災で総括担当企画官をしております古矢と申します。どうぞよろしく願いします。

○藤澤美穂復興庁統括官付参事官 復興庁で参事官をしております藤澤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○濱里要消防庁総務課課長補佐 消防庁総務課の濱里と申します。よろしく願いいたします。

○山中修外務省総合外交政策局人権人道課長 外務省人権人道課長の山中と申します。よろしく願いします。

○廣岡座長 どうぞよろしく願いします。

それでは、本日の議事に入ってまいりたいと思います。

本日は防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況についてと、有識者等からのヒアリングを予定しております。

最初に、事務局から説明をお願いいたします。

○土井社会的影響調査チームリーダー それでは、資料1を御覧ください。資料1に今後の検討の進め方について書いております。

5月31日の第1回ワーキング・グループにおいて御説明いたしました。本ワーキング・グループは監視専門調査会が昨年12月に取りまとめた「防災・復興における男女共同参画の推進」についての意見、参考資料1に付けてございます。こちらの意見のフォローアップを行うということにしております。

その後、9月26日に、この後、外務省から詳しく御説明があるかと思いますが、安倍総理が国連総会において、来年3月に開催される次回国連婦人の地位委員会に自然災害における女性に配慮する決議を再度提出すると述べられました。

また、2015年3月には仙台において、第3回国連防災世界会議が開催され、世界の防災活動の指針である兵庫行動枠組の後継枠組について討議されることが予定されております。

これらを踏まえまして、本日の会合では、国際的な観点から御議論いただくこととし、国連機関、地方公共団体、有識者の方にお越しいただき、お話を伺うことにいたしました。

来年の1月31日の第3回の会合では、国内政策を議論いたしまして、2月18日の第4回会合で報告書を取りまとめたと考えております。

報告書では、各府省の取組の現状及び施策の一層の推進に向けての留意事項、防災分野における今後の国際貢献の方向性等について取りまとめることをイメージしております。ワーキング・グループにおいて報告書を取りまとめましたら、監視専門調査会に報告し、

監視専門調査会から男女共同参画会議に報告していただくことを想定しております。

次に、資料2「防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況について」を御覧ください。

こちらは昨年12月に監視専門調査会が取りまとめた意見の中で、政府に対して求めている取組部分について、これまでの各府省での対応状況について、事務局から関係府省に照会いたしましたして、その回答を取りまとめたものでございます。

資料の注にありますとおり、項目によっては、回答があった府省以外の省庁が関係する場合もあります。国内の取組が中心ですので、本日は詳しく御説明いたしません。最終ページ、一番後ろにあります8ページ、こちらに国際的な防災協力における男女共同参画の項がございますので、御覧ください。

29番のところですが、引き続き防災と男女共同参画の分野における国際的なリーダーシップを発揮するとともに、国連婦人の地位委員会決議の求める事項が確実に実行されるよう取り組む必要があると監視専門調査会から意見が出されました。

これに対しては、内閣府より、決議を踏まえて男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針を作成したこと。また、この指針を英訳して国際社会が共有しようとしていることや、国際社会でのリーダーシップを発揮できるよう引き続き取り組んでいくこと、外務省から、第58回国連婦人の地位委員会で前回決議をフォローアップするための決議を提出する予定との記載がございます。

30番のところでは、第3回国連防災世界会議について、内閣府より、会議の成功に向け必要なステークホルダーが参加できるよう、国連加盟国等と調整していくこととしたいという記載がございます。

本日は、この29と30に関連する内容になりますので御紹介いたしました。

事務局からの説明は以上です。

○廣岡座長 ありがとうございます。資料2の29と30が今日の要になるわけですね。

今ほど事務局から説明がありましたが、今日は国際的な観点を中心にいたしまして御議論を頂きたいと思っております。男女共同参画につきましては、これまで国際的なスタンダードをいかに国内政策に反映させていくかということが中心であったかと思いますが、防災につきましては、日本の経験した自然災害、この経験によって培われた防災に関する知識や技術について、むしろ積極的に国際貢献を進めていきたいと考えております。本日は、東日本大震災等の経験を踏まえまして、男女共同参画の視点からの防災・復興について、国際的なスタンダードに我が国はどのようなことを提言していけるかということを経験として議論してまいりたいと考えております。

そこで、早速ですが、最近の国際的動向と日本の取組について、外務省総合外交政策局人権人道課の山中修課長から御説明をお願いいたします。

○山中修外務省総合外交政策局人権人道課長 それでは、皆様のお手元にある資料3を踏まえて御説明させていただきたいと思っております。

先ほど御案内のあったように、この9月26日に国連の総会において、安倍総理大臣が一般討論演説を行っております。今回の一般討論演説のポイントは、女性に関する施策を重点的に行っていくということでございます。お手元の資料の3ページ目の一番下の方に下線を引いておりますが、幾つかの柱を重点項目として挙げた中で、自然災害において、ともすれば弱者となる女性に配慮する決議を次回の国連婦人の地位委員会、我々は略してCSWと呼んでいますけれども、このCSWに再度提出するということをうたっているものでございます。

では、2年前の大災害を経験したということで、実際にこの決議が出されているのが前回、昨年3月のCSWです。では、この決議というのはどういうものなのかということでございます。第56回CSWにおける自然災害とジェンダー決議の概要という資料を御覧ください。

この決議は東日本大震災からの1年を振り返って、自然災害と女性に関する様々な課題と日本の教訓を各国に共有し、国際社会の理解を深めることによって、女性により配慮した災害の取組を促進することを目指すというものです。具体的な決議の概要といたしましては、自然災害が多くの場合、女性、さらには子ども、高齢者、障害者といった脆弱な方々に直接的なインパクトを与え、また社会的な絆に支えられた包摂型の社会づくりの重要性を認識し、各国や国際機関等に対し、以下を含む取組を求めるというものです。主な点といたしまして、防災、災害対応、復旧・復興の全ての段階にジェンダーの視点を取り入れる、かつ、意思決定過程に女性の参画を確保する。また、災害後の対応において、女性や子育て家庭のニーズ、視点到配慮した支援を行うというものや、その女性に対する暴力の予防、被害者の保護に特別に配慮する。復興期において女性の雇用への支援を行う。男女別・年齢別の統計を把握し、また災害対応の成功例や教訓を共有して防災計画等に反映させる。市民社会、女性ボランティア等の役割を認識し、これをさらに奨励する。国連システムの今後の防災に関する活動において、引き続きジェンダーの視点を取り入れるという内容で、詳細の更なる細かい視点は本文全体を次のページ以降に資料として付けております。

この決議案は、決議案の最後のほうに記載がございまして、2年後のCSW会合において事務総長がこれのフォローアップのレポートを出すというような仕組みになっておりますので、これを踏まえてもう一本決議を出すということで話を進めているものでございます。

若干CSWにおける決議が出てきた背景をもう少し詳しく述べさせていただきますと、この婦人の地位委員会の歴史は長いのですが、必ずしもそもそも日本が新しい決議案をどんどん出せるような場ではないということと、そうした中でこれまで幾つか決議案を出してきたということはなく、今回、東日本大震災という極めて特殊な状況があったことを踏まえて、日本がこういう教訓もあったということで、1年前のCSWで決議案を出すことができたということです。実は2週間程度の会期中で余り決議案がたくさん出せるような場ではございません。この点については、私よりもっと専門家でいらっしゃる橋本先生からも後ほど御説明があるかもしれませんが、そういう状況で、かなり例外的に、日本として提

案させていただくことを認められたというものでございます。

これを2年間フォローアップしてもう一本決議案を出して、1つの区切りにしようという前提にもともなっています。この決議案を御覧になっていただくと、そういうこともあって、我々としてかなり力を入れて作ったものでございまして、論点としては網羅的に論点をカバーしているつもりです。もちろん、もう少し詳細に見ていただくと何か欠けている点があるかもしれませんが、かなり網羅的に論点を含んでいる決議でございますので、おそらく年内中か、もしくは来年の頭ぐらいに出る事務総長報告を実際に見てみないと分かりませんが、あまり視野、範囲を広げるとするのはそんなに簡単ではないと思っています。

おそらく次の決議案を策定していくに当たっては、この範囲を広げるというよりも、これに沿ってどういうことを行ってきたか、ないしは今後どうやってフォローアップをしていくかという形で発展をさせていくのが多分実態に近いのではないかと考えております。

総理演説で打ち出している話ですので、極めて重要な案件と我々は考えておりますけれども、決議案自体については、実はそれほど描けるキャンパスが広くなくて、かなり枠がはまっている中での作業となります。先ほど申し上げたように、CSWという場における新しい決議案はそれほど想定されていないということと、論点が既に相当網羅されているということ、もちろんこの決議を出すときには日本の独自の経験を踏まえてということなのですが、あくまでそれは国際社会として最大公約数で全員が共有できるものをテーマとして入れなければいけないという制約もありますので、その意味で、日本独自の経験というのを余りたくさんこれ以上に入れるというのは、実際問題としてはそんなに簡単ではないという状況を御理解いただければと思います。

これが決議案の御説明でございますけれども、この場で1点、決議案から一步離れる形で紹介させていただきたいのは、まさしくCSW、ある意味で国連システムにおける女性問題を扱う一番権威のある場と言えるのだと思いますけれども、まさにそういう場で各国皆さんすごく力を入れて参加されています。その一方で、決議という形にすると、いかにも最大公約数的に縛られて各国の独自色が出せないということもあって、皆さん、その機会を通じてサイドイベントに非常に力を入れてやっています。これはまさに自由にキャンパスが各国描ける世界でございまして、かつ、そういった問題を議論する専門家ないしは閣僚レベルの方の世界中から集まる場ですので、ここはある意味ですごく最適な場だと思っておりますので、こういう場でも、日本独自の経験をまさにサイドイベントという形で打ち出していくというのは一つの案だと思っておりますので、こういう機会もあるということを前提に、この場でもその議論を深めていただければと思います。

以上でございます。

○廣岡座長 ありがとうございます。サイドイベントを考えなければいけないということですね。

それでは、ただいまの御説明につきまして、質問等がございましたら、どうぞお願いい

たします。

○二宮委員 ありがとうございます。まず1点、決議に関してですけれども、通常、人道関係の危機とかが生じた際とかに、一つ問題になってきているのが、要請ベースで色々と資金等を調達していく際に、復興にはかなり長期的な時間がかかるわけですが、新しい人道危機が生じると、前の問題とかが忘れられがちとなり、徐々に注目も下がってくるという点です。そのため、もう少し人道危機に対する関心を適切に維持することが必要ではないかと思われまます。前回の決議でも、前文では、最近の人道支援アピールという形で2年前の問題が扱われていますが、あるいはそれ以前の問題でも、実際にその後、それまで関心があったものが薄まっていくという状況はあったはずでです。そのため、次回の決議では、この問題に対応する文言が必要ではないか。関心を適切に維持することの重要性を再認識するとか、そういう文言を盛り込むことで、ほかの被災を経験している途上国とかの支援も得られやすくなっていくのではないかというのが1点です。

あと、もう一つは、サイドイベント関係ということで挙がってきましたけれども、今回、取組指針というのをまとめて、それを英訳してお配りするというのが資料2の29に書かれていましたが、単に英訳するだけではなくて、もう少し現場に対するメッセージとして見ていくのだとすると、参考資料1の7ページぐらいから、各段階において必要とされる取組、日本としてはこういう取組が必要だという認識をしているのであれば、例えばこの最初の項目でも男女比率に近づけることを進めていますとか、いわゆる現場の途上国の担当者がイエス、ノーでチェックできるようなチェックリストを作って、日本の経験を世界に対して発信していくというやり方もあるのではないか。単純な英訳でこの文章がそのまま書かれたとしてもあまりインパクトはないので、チェック項目等の公式を使って、もう少し通常の業務レベルの段階で参照になるようなやり方を入れていくなど、そういうようなものを作って発信するというのも、サイドイベントとかで日本の取組を世界に伝えるという意味ではいいのではないかというような感触を持っています。

以上です。

○廣岡座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

今の件について、外務省、何かございますか。

○山中修外務省総合外交政策局人権人道課長 最初の人道支援を継続的に関心を維持していくという点ですけれども、これは私自身は非常に重要な点だと思いますので、そういう文言は、今度出す決議案でも反映したほうがいいとは思っていますので、そういうことができるのかどうか検討させていただきたいと思えます。

○廣岡座長 ありがとうございます。

それでは、次に、国連国際防災戦略事務局駐日事務所、松岡由季代表より御説明をお願いいたします。

○松岡由季国連国際防災戦略事務局（UNISDR）駐日事務所代表 ありがとうございます。UNISDR、国連国際防災戦略事務局の駐日事務所の代表を務めております松岡由季と申しま

す。本日は、このような機会にお声がけいただきまして、ありがとうございます。

本日は、防災に関するグローバルな取組、UNISDRと兵庫行動枠組ということでお話しさせていただきまして、防災・減災の国際的な議論の中で、どのようにジェンダーの 이슈が扱われているかということに関しても、限られた時間ではございますが、御説明させていただきたいと存じます。

パワーポイントの配布資料がございますが、目次の1番に関しては、皆様よく御存じの情報もあると思いますので、今回は割愛させていただきます。統計等の資料も入っておりますので、もし御関心のある方は、後ほど配布資料を御覧いただければありがたく存じます。

まず、簡単にUNISDRについて少し御紹介させていただきます。

UNISDRは、2000年に国連の防災担当部局として設立されております。ですので、比較的若い国連の機関になります。本部はジュネーブにございまして、駐日事務所が開設されたのは2007年10月になります。マנדートとしては、こちらに抜粋しておりますが、自然災害による人的、社会的、経済的、環境的な損失の減少、災害リスクの軽減のためのグローバルな枠組・戦略・政策を提言することを目的としている。また、それを推進するためのグローバルなパートナーシップ構築を推進・強化し、持続可能な開発に不可欠な要素として、防災の重要性に関する認識を高め、災害に強い国・コミュニティの構築を目指すということが書かれています。

主なUNISDRの役割としては、防災に関する協力の調整、政策提言やガイドラインの策定、また防災・減災に関する意識高揚のためのアドボカシー活動、防災に関する知識や情報の発信や分析等も行っています。

簡単に、こちらに国連のプロセスを通しての国際防災分野の発展について紹介させていただいております。

2000年にUNISDRが設立される前に、国連としては、国連国際防災の10年という10年間の期間限定のプログラムがございました。その間に94年、第1回の国連防災世界会議が横浜で開催されております。そして、2000年に、この10年間のプログラムが終了する際に、国連としても、より永続的に防災・減災に取り組む必要があるということで、新たな機関として、それを継承する機関としてUNISDRが設立されました。

その後、2005年に神戸にて、第2回の国連防災世界会議が開催されまして、UNISDRが事務局を務めております。そこで成果文書として採択されたのが兵庫行動枠組、2005～2015年という10年間の国際的な防災に関する指針であります。

2005年以降、2年ごとに兵庫行動枠組実施の推進や進捗状況のモニタリング、また経験や知見を共有するフォーラムとしてUNISDRが防災グローバル・プラットフォームを、本部がございましてジュネーブで開催しております。

そして、兵庫行動枠組の10年間の期限が切れる2015年に第3回の国連防災世界会議が日本で開催されることが昨年の国連総会決議で決定しております。

この2015年の国連防災世界会議では、このHFAを継承する防災・減災に関する国際的な枠組の採択が予定されています。それを現在、通称でHFA 2と我々は呼んでおります。

次に、兵庫行動枠組の中身について、もう少し詳細に御説明させていただきます。

兵庫行動枠組は3つの戦略目標を掲げた上で、5つの優先行動分野を規定しています。優先行動1～5がございますが、包括的な防災・減災の政策を進めるためには、この1～5の全ての優先行動分野の実施をする必要があると規定されております。各国連加盟国が自国の政策として兵庫行動枠組の国内実施を要請されています。

まず、優先行動1は、制度的基盤の強化、防災に関する政策を進めるためのガバナンスの強化が規定されています。

優先行動2は、テクニカルな側面に焦点を当てておりまして、政策を進めるのに欠かせない災害評価やリスクの特定・早期警報システム等の取組に関して提言しています。

優先行動3は、いわゆるソフトの部分、防災教育や意識高揚の推進等が提言されています。

優先行動4は、潜在的なリスク要因の軽減ということで、防災・減災を色々な分野に取り入れる、主流化してリスク要因の軽減を図るとということが提言されている分野です。

優先行動5は、効果的な対応のための備え、事前準備の強化ということが提言されています。

これらの5つの分野において、さらに詳細の色々な取組が提言されており、国連加盟国がHFAを各国で実施することを要請されています。

簡単にHFAの構造を図にしますと、このような3つの戦略目標、5つの優先行動となっておりますが、その中で、この5つの優先行動を実施する上で、分野横断的な考慮事項というのが兵庫行動枠組には書いてあります。その1つとしてジェンダーや文化の多様性を考慮する必要があるということで強調されています。

HFAの実施、推進のためにUNISDRとしては、大きなパートナーシップを形成してプロセスを進めています。当然、国連加盟国だけでなく、多くのアクターが参加しておりまして、アクター別のネットワークのひとつとして、女性に関するネットワークも非常に積極的に参加しております。

特にHFAの実施進捗モニタリングの大きな柱として、2年サイクルで国内報告書作成のプロセスというのがあります。これは国連加盟国が自国のHFA実施進捗状況を国内報告書として提出するというものですが、UNISDRが提供するガイドラインに基づいて各国が2年サイクルで提出しています。既に146カ国以上がこのサイクルに参加しています。

UNISDRとしては、これらの国内報告書の分析に加えて、ほかの色々な地域別やテーマ別のインプット等もともに分析した上で、2年ごとに国連防災白書を発行するとともに、また、2年に一度開催されるグローバル・プラットフォームで進捗の共有や課題の議論等を通してHFAの実施、推進を行っています。

こちらはHFAの5つの優先行動分野の国内報告書等を分析した上でシンプルなグラフに

示したものです。3サイクルのグラフが書かれておりますが、HFAの特に1、5の分野においては非常に進捗が見られますが、HFA3、防災教育や意識の高揚、またHFA4、潜在的なリスク要因の軽減、この2つが最もチャレンジングであるという分析結果が出ています。

特にHFAの優先行動4については、開発、環境や保健、教育、そういった色々な分野に防災を取り入れて主流化するというかなり広い分野について書かれていますので、その分、非常に課題も多い分野と認識されています。

次に、HFAの中でジェンダーの分野がどのように言及されているかについて、もう少し詳細に御説明させていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、重要な考慮事項としてジェンダーに基づいた考え方を取り入れることが必要であるということが、まず考慮事項に言及されています。その上で、優先行動の2と3において更に言及がございます。

特に、優先行動2においては、いわゆる早期警報、警戒のシステムを構築するに当たっては、対象者の人口統計やジェンダー、文化、生活基盤に関する特徴を考慮した上で開発する必要があるということなどが盛り込まれています。

また、防災教育、意識高揚の分野である優先行動の3においては、教育とトレーニングの観点から女性等の脆弱な人々に対し、適切なトレーニングや教育機会への平等なアクセスを確保する。災害リスク軽減に関する教育やトレーニングを不可欠な要素として、ジェンダーや文化的問題に配慮したトレーニングを推進するということが盛り込まれています。

先ほど申し上げましたグローバル・プラットフォームのプロセスにおいても、非常に多くのステークホルダーが参加しているわけですが、女性のネットワークの皆様も積極的に参加し、このHFAの実施に関する課題の議論に積極的に参加しています。

特に、今年、第4回のグローバル・プラットフォームが5月にジュネーブで開催されましたが、その中には大小全部で約170のイベントが開催されたのですが、その中でも13あるメインのセッションの1つとして、HFA2、変革者としての女性というテーマで、女性と防災・減災に焦点を当てたセッションが開催されています。

そのセッションの結果として、HFAを継承する枠組、HFA2にどのような形で女性の役割を盛り込んでいけばいいかという提言がなされております。こちらに幾つか提言内容を紹介しておりますが、特に女性の役割を強く認識することの重要性が指摘されておりまして、また、ジェンダーに関する体系的分析の必要性、また防災に関する男女の平等な参加と意義のある取組を可能とするような機会を推進するということが、また女性のリーダーシップの重要性等が挙げられています。

また、グローバル・プラットフォームの総括である議長サマリーにおいても、女性は災害に強い社会構築のための原動力であるということが強く強調される結果となっています。

グローバル・プラットフォーム以外にもUNISDRでは色々と地域のプロセスというのも実施しておりますけれども、そういった地域のプロセスの中においても非常にジェンダーの

分野というのは、ここ数年、積極的に扱われております。例えば2012年に開催されました第5回アジア防災閣僚級会合の成果文書にも、ジェンダーに関する提言が成果文書の附属文書として作成されています。

こういった形でHFAの実施に関しては大きなプロセスで実施しております。UNISDRが各国から提出される国内報告書の分析結果を取りまとめた今回グローバル・プラットフォームの際に発行した報告書がございます。その中に、特にジェンダーに関する分析が少し言及されておりますので紹介させていただきます。

特に、防災・減災対策においてジェンダーの視点を取り入れることの重要性への認識が強まりつつあり、意識の高まりが見られ、また、報告される具体的対策や手段も増加しているということで、一定の進捗は評価しているのですが、その上でHFA実施に関しては、色々な分野で多くの進捗が見られる中で、実はジェンダーの分野においては、各国の報告書を分析してみると、最も進捗が遅い分野の1つであることを指摘しています。これは非常に重要な分析結果として、HFA 2の策定の議論にも反映させる必要があるものだと考えられます。

こういったことから、各国の報告書を見てみると、なぜ防災の分野にジェンダーの視点を取り入れることが進まないのかという点で、課題を様々な国が書いているわけですが、そこに書いてあることの中に、意識が低い、また、どのような手段や方法が有効なのかかわからないということを書いてある国もあります。そういった課題に各国が取り組むことを支援するために、UNISDRとしてもジェンダーに焦点を当てた色々な活動を行っています。その1つが、国際防災の日に関するイニシアティブです。

これは女性や子ども、障害者といった防災を議論する上で忘れてはならない人々に焦点を当てた意識高揚の活動の一環です。例えば2012年には、女性に焦点を当てて、「女性、少女たちによる、レジリエンスのための目に見える、目に見えない力」と題しまして、世界中で大きな意識高揚のイニシアティブを行い、世界中で多くのイベントが開催され、これが女性の防災における役割に気づく重要な機会と捉えられております。

その活動の中で、UNISDRとしても世界中の取組を紹介し、意識向上につなげるとともに、先ほど国内報告書にも挙げられておりました、どのような活動をすればいいかわからない国々にもヒントになるような事例等も取りまとめて発行しております。

例えばUNISDRのトップである国連事務総長特別代表（防災担当）マルガレータ・ワルストロムが2012年の国連防災の日のイベントに際して来日したときにも、東日本大震災の経験や教訓等をジェンダーの視点から議論する機会等を持ちました。また、それ以外にも、グローバル・プラットフォーム等、UNISDRのプロセスを通して、多くの日本の関係者が東日本大震災の経験を国際社会に共有しています。

例えば各国のイニシアティブを支援するための1つとして、UNISDRとしてはテーマごとに優良事例集を発行しているわけですが、その中の1つに防災とジェンダーに焦点を当てた優良事例集等もございます。

先ほど申し上げましたとおり、HFAは既にジェンダーの視点の重要性を明記してはいます。しかし、HFAが交渉されて策定された2005年よりも、やはり現在2005年以降の色々な動きを通して、女性による防災への貢献、防災における女性の原動力ということが強く認識されるような土壌がつくられつつあるとUNISDRとしても認識しています。女性が脆弱な存在としてHFAの中では書かれているわけですが、それだけでなく原動力であるという、この視点が次のHFA 2に、より反映されると期待しております。

この2005年に採択されましたHFAが2015年に期限を迎えるということで、HFAを継承する枠組の議論、HFA 2の議論というのが既にグローバル・プラットフォーム等を通して始まっているわけですが、2015年の国連防災世界会議では、10年間のHFA実施の評価とともに、継承する枠組の採択を行う予定になっています。現在、国連総会でちょうど議論が行われていますが、今年の国連総会で2015年3月に仙台で行われることが決議に盛り込まれる予定になっております。

2015年に向けてHFAを継承する枠組へのプロセスが加速していくわけですが、既に今年のグローバル・プラットフォームでもHFA 2に関する活発な議論が行われ、多くの要素や新たな課題等も特定されつつあります。

また、同時に、HFAというツールとして、中身としては非常に評価も高いため、新たな枠組は完全に新しいものということではなくて、HFAをベースにして継承するHFA 2を策定すべきだという方向も示されています。

2014年を通して、各地域のプロセス等も実施され議論が加速されていくわけですが、こちらに幾つか地域会合に関するタイムラインも書かれていますが、アジアでは来年の6月に第6回のアジア防災閣僚級会合も開催される予定になっております。ジェンダーに関するアクターの皆様もその他の色々な分野のアクターとともに、議論に積極的に参加することが期待されています。

特に、HFAは既にジェンダーの視点を取り入れることの重要性は強調されているわけですが、やはり実施の分析を見てみると、まだまだ各国で課題も多い分野であります。その意味からも、日本がジェンダーの視点をどのように防災に取り入れていくのか、方向性や具体的な成果等を是非共有していただきたいと思っております。東日本大震災を通じた経験、教訓を日本が国際社会と共有することは、国際社会にとっても大きな学びとなります。

HFA 2は国連加盟国による交渉を通して作成されますので、ジェンダーの視点をより強くHFA 2に反映させるためには、この分野を強く押している日本政府や、またほかの国々も積極的に提案をしていただくことが重要となります。

以上です。ありがとうございます。

○廣岡座長 ありがとうございます。

今の御説明の件に関して、何か御質問とかございますか。よろしいですか。

○二宮委員 教えていただきたいことがあるのですが、この防災世界会議に向けて、具体的に途上国等でジェンダーをどういうように取り入れたらいいのかということが問題にな

と思います。その意味でいえば方向性の点で悩んでいる部分と、方向性が認識できて実際行動に移していくときに、技術援助、資金援助でいわゆる世界銀行等のドナーとの関係の調整の部分や、あるいはODAを含めて構わないのですが、実際にUNISDRはその辺の枠組みで含めているのか、その辺はいわゆる機関間調整に任されているのか、教えていただければと思います。

○松岡由季国連国際防災戦略事務局（UNISDR）駐日事務所代表 ありがとうございます。UNISDRそのものが発展途上国にファンドを提供するという事は行っておりませんが、UNISDRのマネートは、世界銀行も含めるUNファミリーの中で防災を主流化する触媒的な役割を果たすことが求められています。ということは、現在のHFAもそうですけれども、このHFAは当然国連加盟国が国内の実施を求められていると同時に、HFAの中のフォローアップというセクションにおいて、そこに世界銀行や、いわゆるODAに関する各国の支援実施機関等、そういったアクターにとってもHFAで言われている事項が包括的な防災を実現するための指針であると理解されており、それを考慮する形でそれぞれの分野での支援を推進することが求められています。

ですので、UNISDRとしても、例えば世界銀行と協力しています。グローバルファシリテーターという大きなファンディングのメカニズムを世界銀行は持っています。防災や復興において包括的な防災の取組を考慮して、それはHFAを指針として、それらの取組も進めるということが行われているので、HFAというのは国連加盟国だけでなく、そういった支援アクターにとっても指針として認識されています。2005年以降、HFAが存在することで非常に色々なレベルのアクター間での努力のアライメントが行われているとの認識が強まっていますので、そういった意味でもHFAに続く枠組も国連加盟国だけに実施することを求めるのではなくて、支援するメカニズムにとっても有用になる枠組になる必要があるということで議論が行われています。

○二宮委員 ありがとうございます。

この後、男女共同参画と災害・復興ネットワークから報告があるかもしれないのですが、世界銀行と日本、NGOが中心となってまとめられた今回の「教訓ノート」のなかでも、色々と災害弱者支援の中でジェンダーが入ってきていると思いますので、その辺も政府としても思いっきりアピールしてもらえればと思います。

○廣岡座長 それでは、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

次に、仙台市国連防災世界会議準備室の石川浩史室長より御説明をお願いいたします。

○石川浩史仙台市総務企画局国連防災世界会議準備室長 仙台市の国連防災世界会議準備室長をしております石川と申します。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私のほうから、国連防災世界会議に関連してということで、女性とジェンダーの視点の部分の話をさせていただきます。国連防災世界会議につきましては、2015年3月に仙台で開催が予定されているものでございまして、その中で主に地元で各種一般事業と呼ばれる、地元自治体等が主体となって開催する事業がございまして、そちらの方の中でこのような

様々な震災の経験とか教訓の発表や、様々な取組、特に東北全体で行われているようなもの等を含めて発表するようなシンポジウムやセミナーを開催していきたいと考えているところでございます。我々の今の組織は、会議の開催支援の部分と、そのような色んな各種の事業の実施や企画等を進めていくような部署となっております。

本日説明する中身につきましては、主にジェンダーの視点の部分であり、本来であれば担当部署の職員が説明したほうが適切な部分がございますけれども、防災世界会議の関連ということでございましたので、私のほうから概略を御説明申し上げるものでございます。

また、本市の奥山市長が以前、監視専門調査会の委員を務めておられて、昨年10月に開催されました第14回の会合で、同じ内容の御説明をさせていただいたと思っております。そちらと重複する部分も幾つかございますけれども、その辺も含めてお聞きいただければと思うところでございます。

それでは、1枚目でございますけれども、こちらは主に本市が今、取り組んでいます東日本大震災の教訓と経験をもとに、災害に強い都市づくりを進める上での3つの視点ということを申し上げます。

まず、今回の震災というのは非常に大きく、想定を超える規模の災害であったということがございまして、そもそも、いわゆるハードに頼った完全な防災というものは非常に限界があったということを我々は強く感じているところでございます。そのような視点を踏まえて、今は減災という視点の方が重要だと考え方を切りかえているところでございます。

特に都市の脆弱性という部分で、様々なインフラ関係、電気、水道、ガス、通信といったものについては、この震災でさらにかなり長期間停止したということがございまして、公共交通機関の部分を含めまして、帰宅困難者が大量に発生したり、エネルギー、特に暖房や車の燃料といったものが不足したことによって、そもそも都市機能の大幅な低下を招いたということがございました。

また、避難所を中心にたくさんの方が避難されていたわけでございますけれども、その際、結局、行政側からの支援や、行政は直接的な避難所の運営については非常に限界があるということがございまして、例えば要救護者、要介護者の救助や、避難所そのものの運営、物資の供給等においても、結局は公助に限界があって、自立・協働をもとに各避難所のほうが、直接みずから支え合うことが大事だと分かってきたということが震災の大きな教訓であったと思っております。

では、このような教訓をもとに、現在、どのようなまちづくりを進めているかという部分でございますけれども、1つは、ハード関係も確かに重要な部分でございますので、それらについても災害に強い都市づくりは継続して目指していくものでございます。しかしながら、どうしてもハードに頼ったまちづくりというのは限界がございますので、やはり自立・協働をモットーに、地域住民がお互いに支え合う、そのような地域づくりを推進していく必要があるということになっております。地域における支え合い活動の推進や、特にその中でも女性の視点からの防災活動、子どもたちへの防災教育の推進、要援護者、要

介護者への対策等が今叫ばれているところでございます。

また、このような復興とか防災というものを支える担い手、人材の部分も非常に大事でございまして、平素から地域や学校とか色々な団体等を中心に連携、協力体制を構築するということが必要であると言われていたところでございます。

結局、最後は人にどうしても頼ってしまう部分もございまして、防災意識の高い人づくりということで、市民向けの各種防災セミナーを開催するほか、特に地域でリーダーになってくれる方を養成して、そのような方を中心に様々な活動を行って行って、それを行政がバックアップするというような考え方に基づく活動を行っていきたくて思っております。また、そのための防災教育の充実が必要であると言われていたところでございます。

次のスライドでございます。こちらは女性の視点から見た震災の課題と取組ということで、主に震災の前から行われていた分を含めて、どのような取組が女性の視点から行われていたかということでございます。もともと仙台市は6月12日が市民防災の日ということで、総合防災訓練を毎年行っております。これは30年以上前の宮城県沖地震がこの日に起きたということがあって、その当時からずっと訓練を行ってきているのですが、行政中心ということもあって、生活者の視点、特に女性の視点が非常に希薄だったという反省がございました。そのため、平成22年の総合防災訓練のときから女性の視点、例えばトイレや更衣室、ごみの分別や廃棄、子どものスペースの確保といったようなことを反映させた避難所の運営訓練を本格的に実施したところでございます。

特に、この際に、市内の岩切地区というところの女性の方々が自ら考えて、女性たちの防災宣言というものを作って訓練の最終段階で発表されたというようなこともございました。

また、これは本日御出席の宗片委員の団体でございますけれども、イコールネット仙台という団体が、震災前から様々な調査を実施しておりまして、そちらの中で女性の視点を反映させたような避難所運営が必要だという御提言も頂いているところでございました。

このような震災前からの取組があって、東日本大震災の発災後、女性たちの活躍や、それに対する支援が行われたかというのが下段の部分でございます。1つは、本市の男女共同参画推進センター、せんだい男女共同参画財団、こちらが女性支援の拠点になったということがございます。特に男女共同参画センターは、4月5日に既にオペレーションを再開いたしましたして、女性たちの支援の活動の拠点という役割を果たしてきたところでございます。

そのような取組の中の若干の例を御紹介申し上げますと、例えば女性の悩みの災害時の緊急ダイヤルということで、これは約半年ぐらいの間に324件の相談を受けつけまして、これが非常に当初役に立ったということがございます。また、どうしても避難所生活が長引きますと、女性の方々も非常に息をつく暇もないということもございましたので、ほっとするスペースというものを提供するような事業を行いまして、女性の方々の活動スペースだけではなくて、例えば悩みを吐き出してほっとするような時間を持てるような、そのよ

うなスペースを男女共同参画センターの中に設けたりしたようなこともございます。

また、「せんとくネット」の展開ということで、こちらは財団とイコールネット仙台、その他有志の方々が中心になって、例えば洗濯の代行の提供や、物資として提供されたズボンの丈が長い部分を詰めるような業務が行われましたが、結局、日頃からの女性の団体の方のネットワークというものがこのような場合に非常に大きな力を発揮して、自主的にこのような活動が行われたというものの例だと我々は考えているところでございます。

また、最後に書いてございますような、これ以外の女性による女性のための様々な支援というものも行われていたというような経過もございます。

では、このように被災直後の活動を経て、少し時間が経ってから、どのように防災とか復興という部分に女性の視点を取り入れていくかという話が出てきたわけでございます。まず、最初に開催された大きなイベントというのが3.11を語る女性のつどいということで、これは7月6日に開催されたものでございまして、70名ぐらいの参加を頂いております。これは当時作成中だった震災復興計画の参考にするために、まだ震災の体験が生々しいうちに女性の皆さんたちが意見交換を行って、その中から出てきた課題を震災復興計画等に生かしていこうという催しでございまして、例えば震災後の情報提供の問題や、避難所の運営のマニュアルがなかったといったような問題、または経験とか教訓をどのように生かしていくか、発信していくかというような課題等が提出されたと聞いております。

このような意見を受けまして、地域防災計画の見直しというものが行われました。特にこの中でトピック的に何点かございますけれども、一つは、地域防災計画の策定のための防災会議というものがあるのですが、こちらの女性委員の増ということを行っております。60名中女性委員は2人だったものが、変更後は70名中11名ということで、15.7%まで増加しています。これは防災関係の団体の方を中心に作った組織でございますので、どうしても男性が多かったという事実があるのですけれども、そこを敢えて女性の視点を取り入れるために女性委員を新たに組織の中に入れるようにしたというものでございます。

また、地域防災計画の基本方針の中でも、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策というものを明記したほか、同じく避難所運営の基本方針の中に、女性への参画への配慮を記載したという部分がございます。新たに女性支援センターを設置することというものも地域防災計画の見直しの中で位置付けたものでございます。

このような行政側の取組のほか、女性の視点で防災を考え、市民、NPO等動きも様々ございまして、例えばここに挙げておりますようなイコールネット仙台から、男女共同参画の視点から、防災・災害復興対策に関する6項目の提言を頂いたり、女性のための防災リーダー養成講座の開催等を行っていただきました。市内のNPO団体が、子育てファミリーのための地震防災ハンドブックを作成したり、ままふあ会というボランティアグループが冊子で「私にもできる復興支援」といったものを発行したりといったような事例もございます。

今、このような様々な団体の方の活動を受けて、本市が目指しているまちづくりというのは、基本的にこのような震災の教訓を未来に生かす防災・仙台モデルの構築というこ

とで、主に避難所運営や機能の見直し、防災人づくり、防災教育といった部分、地域を超えた絆づくりということで、被災の際も様々な支援を様々な各地から頂いたということがございますので、そのような震災前から様々な絆を最初からつくっておくことの重要性や、今回の経験、教訓というものを、いわば知の集積としてどんどん国内外で発信していくことが必要であると考えているところでございます。

次のスライドでございますけれども、このような災害の震災の経験とか教訓をどのように世界へ、外へ発信していくかという部分の取組でございます。一つは、2012年に日本女性会議2012仙台というものを開催しております。こちらは10月26日～28日の3日間の中で、全国47都道府県から2,200名の方々に参加いただきました。その中で、仙台宣言というものを作ったほか、企業の協賛金の余剰金を活用して、復興と女性基金というものを作りまして、今後、継続して被災地の現状の情報発信を行っていくということをこの会議の中で決めたものでございます。

また、海外からの支援を活用して、ノルウェー王国からの復興支援の基金を活用しまして、東日本大震災復興のための女性リーダーシップ基金というものを平成24年11月に設立してございます。こちらは主に復興活動を主導するような女性と人材の育成や、全国的な女性のネットワーク構築等の事業を実施していくものでございます。

今年の事業でございますけれども、男女共同参画センター防災・復興キャンペーンということで、これは今年の9月から来年の3月までの期間にわたって継続的に開催していくものでございまして、全国の女性会館協議会の会員となっている約87の男女共同参画センターが防災・復興をテーマに様々な事業を実施していくものでございまして、その総まとめのキャンペーン報告全国会議というものが来年の4月に仙台で開催されることとなっております。

今、本市がこのキャンペーンの中で行っている事業といたしましては3点挙げてございますけれども、一つは、男女共同参画推進フォーラム2013ということで、これは主に日頃から活動されている各種団体の方の発表の場として先月開催したものでございます。

男女共同参画推進センター職員派遣ということでございますが、これはセンターの職員を各地の同じセンターのほうに派遣しまして、主に語り部的に、震災の経験とかそのときの体験を伝えていただくというような事業を行っているものでございます。

みんなのための避難所づくりワークショップということでございますが、このワークショップというものは、財団のほうで開催いたしましたところ、そちらを受講した市民とか職員が協働して、このプログラムのもとにワークショップ向けのプログラムを新たに作りまして、その新しく作ったプログラムをもとに、各地域でワークショップを実施していくというものでございます。今、このワークショップが市内各地で開催されているところでございます。

こちらのスライドは、それ以外にどのような主体と協働した取組が今市内で行われているかということをもとめたものでございますけれども、一つは、町内会等の地域組織が非

常に大きな役割を今後とも果たしてくると思っております、これは宮城県沖地震もあつた結果、市内には現在で1,360の自主防災組織ができていまして、約97%の結成率となっております。こちらの活動が今後の地域におけるコミュニティにおける防災訓練等の実施において非常に大きな役割を果たすと思っておりますのでございます。

また、避難所運営につきましても、震災の際に仙台市の人口の1割程度、10万人が各地の避難所に避難していたわけでございますけれども、この避難所の運営に当たっては、やはりこのような自主防災組織や地域のコミュニティ団体が非常に大きな力を発揮したということがございます。平素から、このような組織と行政との連携が必要だということで、ここにはうまく機能した例と書いてございますが、現実にはほとんど市のほうの職員が余りに大きな役割を果たせなかった部分が多くて、むしろ自主的な各地の自主防災組織や地域組織のほうの力が大きかったと我々では考えております。

様々な公益団体、NPO等の協働ということも当然必要でございます、こちらについてはボランティアセンターを仙台市社会福祉協議会が立ち上げたような事例もございましたし、仙台国際交流協会を外国人向けの各種支援を行った事例や、現在もそうでございますけれども、仮設住宅で暮らす方々等に対して、様々な団体が様々な支援事業を行っているということがございます。

3番目に、民間事業者との協働でございますが、これは特に震災後、新たに出てきた非常に重要なポイントでございます、例えば帰宅困難者対策という部分においては、JRや様々な近辺の公共施設や民間企業の建物等を含めて、帰宅困難者の方々をどのように受け入れてどのように被災後の数日間を過ごしていただくかというような課題もございました。今、JR仙台駅前を中心とした、このための協議会組織が立ち上がったばかりでございます。また、食料品や衣料品といった様々な物資の部分についても、コンビニや各種スーパー等、様々なところで災害時の応援協定を結んでおりまして、そちらを通じた物資の確保というのを考えているところでございます。

また、エネルギー問題も非常に大きな課題だったということがございましたので、今、いわゆる石油関係の全国組織と被災時の燃料の供給の協定等も結んでいるところでございます。物資の配送というものにつきましては、今回自衛隊の力を大きく借りたというのが仙台市の現状でございましたけれども、今後、そのような形以外にも民間事業者の方々、特に物流関係の会社のノウハウ等が非常に有効だということが分かっておりますので、そういった事業者の方との協定等を結んで、そのノウハウを生かした物質配送システムの構築を考えているところでございます。

次のスライドは、先ほどの松岡さんのスライドにも一部記載はあったのですが、UNISDR主催の世界防災キャンペーン、災害に強い都市づくり、都市の構築というものに本市が参加してございまして、その防災ロール・モデル都市というものに認定を頂いているところでございます。その認定された際のテーマというのが、コミュニティレベルの減災推進とそのために行動する人づくりの模範都市ということで、震災前から取り組んできた

様々なコミュニティレベルの取組というものは非常に高く評価されたと考えておりまして、その市民力というものを今後とも各地、様々な世界の防災の取組に生かしていただきたいと考えているところでございます。

そのための大きな機会が、今度開催されます国連防災世界会議だと思っております。この開催を契機に、仙台、東北における様々な震災の経験とか教訓をこの会議のために訪れる様々な方々に対して発表、共有して行って、各種防災意識の向上とか世界の防災の文化の発展に貢献したいと考えているところでございます。

最後でございますが、こちらは第3回国連防災世界会議における一般公開事業を仙台市が想定しておりまして、国連防災世界会議の本体会議ではなくて、地元の自治体を中心となって主催する各種関連事業の中でどのようなことを行っていくかということでございますが、基本的にはシンポジウム、セミナーといったようなものや、各種展示会というものを中心に開催しようと考えておりまして、その中で今、テーマを4つほど、仙台市では想定しております。

例えば震災と経験を語り継ぐといったようなテーマや、災害に強い都市づくり、市民協働、それから防災教育といったようなものがございまして、特にその中でも、「防災・復興と女性」ということで、女性と防災というものが大きなテーマとなると考えておりまして、そのための特別テーマ館みたいなものを設けまして、本市の男女共同参画部門や男女共同参画センターが中心となって主に連続シンポジウムといったようなものを開催していくことを今検討中でございます。この中で国内の様々なNPOの方々、市民団体、専門家の方々、今回の被災地支援に活躍いただいた企業等の方々に様々なプログラムを行っていただくほか、被災地からの情報発信、男女共同参画の視点からの防災対策の実施やこのような取組における男女共同参画推進センターの役割、企業の女性支援等を中心としたセミナー、シンポジウムの開催等も計画しております。

また、先ほど申し上げました全国女性会館協議会の団体の会員団体を中心といたしました全国キャンペーンや、昨年度本市で開催されました日本女性会議、引き続き開催予定と聞いていますので、そちらのイベント等の開催も考えていると聞いております。

これ以外にも、市民協働の部分や企業の防災の取組といったようなものも特別テーマに設定して、シンポジウム等の開催を考えていきたいと思っております。また、各種展示も市内各所で行っていききたいと思っております。

これらの中身につきましては、まだ現在検討の過程ということで、今回余り詳しくは申し上げられませんが、国連防災世界会議の開催に合わせて、本市のほうではこのような取組を中心に発表、その他様々な展示等を行っていききたいと思っておりますので、是非とも多くの皆様に参加いただければと考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○廣岡座長 ありがとうございます。

ただいまの件について、何か御質問等とかございますか。

宗片委員、どうぞ。

○宗片委員 この国連防災会議が仙台で行われる、まさに被災地で行われるということに大きな意味があると思っておりますが、防災とジェンダーというテーマで兵庫行動枠組を受けて、仙台がどのようにこれから提言を作っていくのかということに大きな責任があると思っております。

市民協働で進めていくということも大変特徴的なところで重要な部分だと思いますが、その辺の今後の動き、あるいは今回の被災というのは、被災3県にわたっており、広域であります。仙台だけではなく、その他の被災地ともどのような連携を作りながら会議を進めていくのかというお考えがあればお話しいただければと思います。

○石川浩史仙台市総務企画局国連防災世界会議準備室長 まず、後者の方のお話ですが、ほかの被災地との連携という部分につきましては、この会議の誘致の段階から、我々は被災4県という言い方で、青森、岩手、宮城、福島の4県と一緒にあって、この会議の誘致を進めてまいりました。開催決定以後、この4県と一緒にあって会議を盛り上げていこうと思っております。関連事業と呼ばれる部分につきましては、仙台市内での開催のほか、今、申し上げた4県につきましても、それぞれ地元で独自のイベント等を開催させていただきたいということをお願いしているところでございます。

また、推進組織というものをこの10月に立ち上げておまして、そちらについても4県の副知事に委員として参加していただいているところでございます。そちらの組織等も中心としながら、被災地一体となって震災の経験とか教訓といったものをどのように発信していくか、また今後の世界の防災の取組等に生かすかということを経験から地元からの取組の発信と一緒にやっていきたいと思っております。

前段のHFA2に向けた議論の話でございますが、これは松岡さんのほうから少し捕捉させていただいたほうがよろしいかと思っておりますが、なかなか地元が直接本体会議と呼ばれる国連主催の会議の部分に関わるというのは限定されていると考えております。その中で数少ない機会を頂いて、被災地の現状や復興の取組、経験、教訓といったものを仙台だけではなくて、可能であればほかの各県も含めて発表させていただきたいと思っております。基本的なHFA2の中身に関する議論については、やはり政府を通じて色々その中で盛り込んでいっていただきたいと考えておりますので、そちらに地元の知見を生かしていただくようなことを今後ともお願いしてまいりたいと考えております。

○廣岡座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

最近の国際的動向と日本の取組につきまして、外務省、国連国際防災戦略、仙台市から御説明を頂きました。ありがとうございました。

それでは、有識者からのヒアリングに移ってまいりたいと思っております。

本日は、橋本ヒロ子様、男女共同参画と災害・復興ネットワークの田中正子様、原ひろ子様に来ていただいております。

最初に、第56回国連婦人の地位委員会に日本政府代表として参加なされました橋本ヒロ

子様からお願いをいたします。

○橋本ヒロ子氏 橋本ヒロ子と申します。おはようございます。

お手元に関係資料を配布しておりますので、それをもとに説明させていただきたいと思
います。資料6でございます。

私は、過去、今年も含めて3年間、国連婦人の地位委員会日本代表として出席しており
ます。昨年、日本政府が災害とジェンダーの主流化に関する決議案を出しましたときのい
きさつ、採択に当たっては、かなり大変だったのです。採択の当日はCSWの最終日でしたが、
最終日の朝4時ぐらいまで、代表部の方は各国政府との調整に追われておりまして、実際
に決議を採択するときになって、資料の印刷が間に合わず、後回しにしてもらって最後に
閉会に間に合うぎりぎりまで採択できたということがございます。

何が問題だったのかということとは後ほど申し上げまして、国連の世界女性会議の中で災
害とジェンダーということについてどういう動きがあったのかということ資料6では簡
単に書いております。

1992年に国連環境開発会議がございまして、リオ・プリンシプルとかアジェンダ21とい
うものが採択されたのです。その中に女性というのも入っておりまして、例えばプリンシ
プルの20は、女性が環境保全には非常に強力な力を持って役割を果たすのだということも
書いてございますし、アジェンダ21のメジャーグループの強化の中で女性が入ってはいま
す。ただ、その中で女性の扱いというのは、メジャーなグループと書いてはあるのです
けれども、女性はマージナライズドグループで、子どもや青年、先住民と同じレベルで扱
われていたわけです。ですから、いわば脆弱なグループの女性にも関心を寄せないといけ
ないという扱いだったと、私は認識しております。

1995年に世界女性会議が北京で開かれまして、そこで採択されたのが北京行動綱領です。
12の重点領域がありますが、その中で一番最後が少女でしたから、その前のKですが、環
境と女性が入りました。これは女性の会議ですし、環境関係の政策決定の担い手に女性が
もっと入らなければいけないということでした。

北京行動綱領自体がジェンダーの主流化ということもメインイシューになっておりま
すので、ジェンダーの視点を環境政策、防災計画等に入れることが、北京行動綱領に入っ
ていたわけです。

そして、2000年に国連特別総会がニューヨークで開かれまして、私は政府代表団の顧問
として参加しました。難航しながら採択したのが、北京宣言及び行動綱領実施のためのさ
らなる行動とイニシアティブ、いわゆる「成果文書」と呼んでいるものですが、これも大
変採択に時間がかかりまして、期間中に採択できなかったという経緯がございます。

ここでは、女性の視点、ジェンダーの視点を計画や災害復興に入れなければならないと
いうことを明記しているのです。北京行動綱領では、特に災害ということは書いていなく
て、むしろ持続可能な発展、環境問題を中心にやっておりますので、災害についてきちん
と女性関係の会議で採択した文書に入れたのは、これが初めてではないかと思っております

す。

そして、2002年に国連の婦人の地位委員会の第46回の合意結論が環境管理と自然災害の削減という合意結論だったのです。合意結論というのは、CSWの優先テーマに対して合意結論を出すのですが、優先テーマは、大体2テーマだったのですが、最近はなかなか合意しないので、1つに絞っているようです。現在、ジェンダー関連国際会議、特にCSWで合意することが非常に難しくなっているのが実態です。それで2002年、まだテーマが2つあったときですが、どうしてその1つの優先テーマが環境管理と自然災害の削減であったかというところ、その年にヨハネスブルクで環境会議があったので、そのためにジェンダーの視点を入れるためにそれが入ったということがあります。

ですから、CSWは女性のことを扱っているのですが、やはりジェンダーの主流化ということにおいては、今、国連がやっている色々な世界会議の中にジェンダーの視点を入れるために議論をしているので、なかなか合意できないということも起こってくるわけです。

そして、2005年に兵庫で、先ほど松岡さんが発表されたUNISDRの会合が開かれて、そこで採択されたドキュメントの中で、ゼネラルコンシダレーションの13にやはりジェンダーの主流化ということが書かれ、そこで2000年の成果文書を参照しているということが挙げられます。

そして、2004年にスマトラやインド洋で大きな大震災・津波が起きまして、その翌年の2005年、これはフィリピンが提案したのですが、大災害が起こったときの決議案が出されて採択しました。そして、2011年には気候変動の結果、特に島が沈没し始めている南太平洋で被害者の多くは女性であるというので、フィリピン政府が提案をした決議が出ております。どうしてフィリピンがそういう提案を次々と出すかというところ、婦人の地位委員会でフィリピンというのは非常に有力なメンバーなのです。例えば北京行動綱領が作られたのは北京会議ですが、そのときのCSWの議長をしていたのがフィリピンの研究者で、今はフィリピンの高等教育委員会の委員長、大臣クラスの方なのですが、その方が議長をしていました。非常に採択が難しかった北京行動綱領をどうにか採択できたのは、フィリピン代表団が本国からNGOを含めて、第3回世界女性会議の事務局長をなさったシャハニさんという方を中心にしてチームで100人くらい来られて、開発途上国の説得をされたのが大きかったのではないかと考えております。

それから、フィリピンはジェンダーギャップ指数というのは非常に高いのです。日本は今年136カ国中105位で、その近辺はイスラム教国等が並んでいる状況ですが、フィリピンは今年5位になりました。最初にジェンダーギャップ指数ができたときから、少し順位が下がったりはしていますが、大体6位をずっとキープしていたのです。トップ10の中に常に入っているのがアジアの中では唯一フィリピンなのです。女性の地位も高いし、それからナショナル・マシーナリーの設置状況においてもフィリピンはモデルケースとして他のアジアの国々がいつも勉強に行き、そこで色々なジェンダートレーニングをしたり、様々なガイドライン、例えば法律を制定する際にどうやってジェンダーの視点を入れるかとか、

また、フィリピンのやり方は、私は余り賛成ではないのですが、ジェンダー予算についても先進的にやっておりますし、とにかくジェンダーに配慮した視点、ジェンダーの主流化という点においては、国際的に評価が高いのです。

そういう国がCSWでリーダーシップをとっておりますので、決議案を出してもそんなに議論なしに採択されます。今年のCSWは女性に対する暴力ということで、実は去年のCSWの優先テーマは農山漁村女性のエンパワーメントで、私は、最初は合意結論は割と楽に採択されると思っていました。しかし、大変な議論が出てきまして、結局去年は持ち越しで検討しても採択されなかったのです。本当に恥ずかしい結果で、各国政府代表もこんなに採択されないのだったらわざわざNYまで来ることはなかったということを書いて帰ったわけです。今年のCSWは女性に対する暴力でしたので、これも非常に議論が多いのです。そうすると、決議案も最初は1本しか出ていなくて、あとから2本目が出たという。だから、合意結論が採択できそうになくなると決議案もなかなか出しにくい厳しい状況です。そして、今度、日本政府が決議を出そうとしています。私も実は安倍総理の演説が代表部から送られてくるまで、日本政府が決議案を出すということは知らなかったのです。事務総長の報告が出るということは知っていましたが、決議案を日本政府が出すと書いてあって、何を出すのだろうというのがとても心配になったところです。

どうしてかといいますと、2012年に日本政府が出した決議案は非常に内容が充実しているのです。それでも、例えばデンマークが反対はしないが全面的に賛成ではないということを採用した後で発言したのです。その理由の一つはおそらく、リプロダクティブ・ライツの関係かなと思っております。リプロダクティブ・ライツという言葉を入れることについては大変な反対が多いのです。ただ、今年的女性に対する暴力の合意結論では、入るのは入ったのですが、それは、リプロダクティブ・ライツを明記した1994年の国際人口開発会議の行動計画や、北京行動綱領を参照するという表現で入ったのです。けれども、これまではそれも入れることができなかったのです。今年の合意結論のまとめ方は、議長団を中心に非常にイレギュラーな形をしてやりましたから、私はその影響が来年の3月になればいいと思っています。

もう一つは、先進国が反対して、当日の朝まで色々議論していたのは、ファイナンシャルインプリケーション、財政負担が起きるのではないかということです。国連に財政負担が起これば、国連にお金をたくさん拠出している国はみんな反対するわけです。今、どんどん国連の経費が増えてきております。PKO等を中心に増えてきておりますので、先進国はそれに反対しているものですから、最後までそこが議論になったということです。

来年出す予定の決議案の内容がこの前の決議を実施するための決議案であると、財政負担は外されないのではないかと。そうすると、他国の賛同を得るのが難しく、どういう内容で出すのかというのが私自身は非常に心配しております。

別添の資料として「ジェンダーと自然災害・気候変動に関するCSW決議の概要比較」をお配りしておりますが、最初の欄が2005年の49の5の決議です。その次の真ん中の欄が2011

年の気候変動の決議で、一番右が日本政府の出した決議です。

その中で2015年の国連防災会議にも触れておりました、2015年の第3回国連防災会議を含むというのを日本政府の決議では入れております。見ていただければ分かりますように、抜けている部分もあるのですが、例えば今CSWが進めております非常に重要なジェンダーの主流化という観点から見ても、様々な側面から日本が提案した決議には入れておりますし、女性や少女のニーズに合った支援とか救援についても、色々な側面から書いてあります。復旧に女性がどうやって貢献したらいいかということについても入れているし、女性、少女の教育とか能力開発についても入れているわけです。データベースや統計情報についても入れている。

災害後の女性に対する暴力についても、日本政府がやっているような人身取引の防止についても入れております。

その後、そこでまた議論になったのが、性暴力を受けた女性への支援というので、ここは2つのパラは要らないのではないかとということです。つまり、fを入れたらもうgはfの中に入れ込んで1つにしてくれというのが結構ほかの国から出ていたのですが、やはり分けたほうがいいので、これは分けるということで出したわけですが、それで認めてもらえてよかったと思っております。

このようになりかなり大変な状況でしたので、今度決議案を出すとする、どういう内容にするのか。おそらく、第3回世界国連防災世界会議にジェンダーの主流化ということは入れるべきだとは思いますが、それ以外にどういう内容を入れるのか。例えば日本の中でまだ地方自治体の防災会議で、例えば東京都のように女性がゼロとかというところもあるので、日本がどういうところまで言えるのかというのがありますが、これから検討されるのではないかと思います。

サイドイベントにつきましては、後で田中正子さんのほうからお話があるかと思いますが、もともとNGOが中心になっていて、それを代表部のほうで後援していただいたのを今年の3月から初めてNGOと代表部の共催ということで開催し始めております。政府が色々な出したい内容について出されるのはいいのではないかと思います。

先ほど気がついたのですが、これまでこの会でヒアリングをなさっておられる中に東日本大震災女性支援ネットワークは入っていますでしょうか。女性に対する暴力について、ずっと調査をし、震災後における暴力被害者にヒアリングをして報告書も出す予定だと聞いております。外務省人権人道課には報告に来ると言っておられました。その団体も非常にいい調査をしておられて、特に震災後における女性に対する暴力というのは非常に大きな問題で、実は今、外務省が作成中の国連安保理決議1325を実施するための国別行動計画というのがあるのですが、その中にも震災後の復興は紛争後の復興と非常に関連しているため、入るようになっていきます。他国の1325行動計画には入っていないのですけれども、日本はやはり入れたほうがいいのではないかと提議はしたのです。そういうこともあって是非ヒアリングされたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○廣岡座長 ありがとうございます。何か御質問はございますか。どうもありがとうございます。

それでは、田中様、原様、よろしくお願ひします。

○田中正子男女共同参画と災害・復興ネットワーク役員 男女共同参画と災害・復興ネットワークの役員をいたしております田中と申します。よろしくお願ひいたします。

私に頂いた課題は3つありまして、来年の3月のCSWにおける自然災害とジェンダー再決議の際に追加で盛り込むべきことがあるかということと、CSWと同時に開催されるサイドイベント等の場で日本として発信すべきことは何かということと、3つ目が2015年の仙台での第3回国連防災世界会議に向けて日本が発信していくべきことは何かということです。

これに関しては、私が御提案したいことはどの課題にも共通していることでございますけれども、2つあります。

1つは、災害リスク削減に対するジェンダーの主流化が日本ではどこまで進んでいるのかということ。

2つ目は、2011年の東日本大震災の後、私たちは災害対処、復興、防止等でそれぞれの段階でジェンダーの視点に立って見た場合、何を学び、それを国際社会と何を共有したいかということなのです。

ここに挙げましたのは、2005年の第2回国連防災世界会議の行動計画、兵庫行動枠組の5つの優先行動です。ここに至るまでのことを少し申しますと、第1回の国連防災世界会議が1994年に横浜で開催されましたが、行動計画である横浜戦略には、ジェンダーの視点は全くございませんでした。災害にジェンダーの視点を組み入れるようにという認識が初めて登場したのは、国連特別総会女性2000年会議で、その後、2002年の第46回国連女性の地位委員会の環境の管理と自然災害の緩和、ジェンダーの視点の合意結論で、そこではあらゆるレベルの持続可能な開発の意思決定と災害管理への女性の完全な参画を確保するように各国に要請しております。これが最初です。

そして、この2005年になったわけですが、この2005年の行動計画は2005～2015年の10年間の行動計画で、その中の5つの優先行動を下に挙げてあります。これらが全てジェンダーの視点に基づいて行われることが必要だとされております。

この8年間の評価ですけれども、それぞれの5つのインジケーターがございまして、大ざっぱに申しますと、グローバル・プラットフォームのウェブで見ますと、インジケーターの2つが最低レベルである。先ほども御報告がありました。アジア70か国のうち62か国ではジェンダー分析が全くされていないという報告があります。

では、日本ではどうだったのかといいますと、東日本大震災の3か月後に、急遽女性たちが開催した6.11シンポは、CSWで決議が提案される非常に大きなきっかけになったと言われております。このシンポでは、災害対応に女性たちのニーズが反映されていないことが様々な女性たちの声として直接届けられました。そして、シンポの実行委員会では、ジェ

ンダーの視点に立った法律等の改正を求めて次々に要望書を出しました。

そのうちの幾つを挙げてみますと、まず、東日本大震災からの復興の基本方針というのがございます。一番下です。これで特に大事だったことは、復興対策本部、当時はまだ復興対策本部だったのですが、これと現地の対策本部に男女共同参画の視点の担当部署を設けて、領域を横断的な企画調整に当たらせるよう要望いたしました。これはそういうセクションができて、これは復興庁にも受け継がれております。

次に、防災基本計画。これは中越大地震の後、一度改正されて、「男女共同参画」という文言が入っておりますが、さらにこれを徹底させるようにという要望で「生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施」という文言を入れていただくようにして、これが入りました。

災害対策基本法では、第15条第5項に「当該都道府県の地域において住民福祉等に関する活動を行う者及び防災に関する学識経験のある者のうちから、当該都道府県知事が任命する者」といって、これは非常にそれまでは委嘱される人員が非常に限られていたのですが、こういうことを入れていただきまして、もっとたくさんの方が委嘱されるようにというように要請いたしました。ただし、この場合、女性という言葉が入らなかったので、必ずしも女性が採用されるかどうか分からない。これは更なる広報と啓発が必要だと考えております。

もう一つ、DRR、災害リスク削減に影響を与えるファクターとしては、災害レジリエンスの強化ということがあるのです。これは2002年に第46回国連女性の地位委員会でも指摘されておまして、女性にはその能力が十分あると言われております。

インド洋大津波の被害分析等でもレジリエンスにおける女性の役割が述べられております。本年5月にジュネーブで開催されました国際防災戦略では、レジリエンスの重要生ということに関しまして議論が大変ありましたようで、3つの方法が提案されております。

1つは、企業のレジリエンスの効果。これは保険等の企業が、災害復興のところで活躍するようにということです。

もう一つは、コミュニティ、学校、病院、地方議会、子ども等がネットワークを作って、そのネットワークがレジリエンスの役割を果たす。

3つ目は、持続可能なリスク管理を国と地域の行政が保障するということを申し合わせております。

ここで課題1に入りますと、自然災害とジェンダーの再決議のフォローアップに追加されるべきものは何があるかということですが、全体としてこの決議は非常に完璧にできているのです。特にかけているものがないように私は個人的に思っております。

ただし、DRRという言葉は使っていないのです。これは最近の国際的な潮流では、災害対処とかの支援とか防災とかリスク管理とか、全てのものを含めてDRRと呼んでおりますので、そういう言葉を使ってもいいのかなということぐらいです。

もう一つは、災害レジリエンスの効果で、これはDRRを少なくしていくための1つのファ

クターではありますので、これはお考えいただきたいと思います。

2番目の課題ですけれども、来年、CSW58と同時に開催されるサイドイベント等の場で、日本として発信すべきことは何かということです。

1つは、日本のサイドイベントは特にこの何年か官民連携という言葉が適切かどうか分からないのですが、要するに行政と市民の女性の間の連携が非常にうまくいっている。その好事例となっているということなのです。

例えば2年前の東日本大震災直後のCSWでは、内閣府の男女共同参画局長が自らお見えになりまして、当時、女性に対する暴力が非常に問題になりましたが、その対策について質問が出た場合に自らお答えになったりしました。

去年は、女性と女兒に対する暴力というテーマだったのですけれども、やはり審議官がお見えになりまして、内閣府の政策について御説明くださいました。

そんな具合で非常にうまくいっているということが一つ、それを強調すればよろしいと思います。

そこではどんなことを発信したらいいかというもう一つの話は、ローカルな草の根の女性たちの活動を好事例として紹介するのはどうかということなのです。例えば災害の1年前に防災訓練をきっかけに女性たちの防災宣言をつくった宮城県の市町村があります。このことによって、災害に遭ったときに人間らしい思いやりの気持ちが持ててよかったと、一種のレジリエンスにもつながるいい事例だったとっております。

先ほども御紹介がありましたように、仙台市では地域防災計画を策定されまして、この中で、男女共同参画センターの役割とネットワークを非常に明確にしました。この東日本大震災以後、男女共同参画センター、女性会館協議会の支援への役割というのは非常に大きなものがあつたのです。これが地域の防災計画でも位置付けられますと支援が非常にやりやすくなります。そういうことで、こういうことも発表するに足るのではないかと思います。

3番目に、2015年に国連防災世界会議で何を発信していくべきかということですが、これは簡単に申します。

1つは、DRRの主體的な担い手は女性であるということなのです。女性はリーダーとして十分活躍できるということなのです。これはその下にあります3つのシンポジウムを男女共同参画と災害・復興ネットワークで行っております。このシンポジウムで発表された地域の女性たちの活動報告から見えてきたことは、災害の対応、地域の災害医療、避難所の管理、ボランティア活動の全ての段階で女性たちは単なる弱者としてではなく、当事者、施策の受益者、支援者として活動してきました。こういうことが非常に見えてくるので、女性は本当にそういう意味で災害に対する能力が非常にあるということで、これから主たる担い手として活動してほしいということを訴えたいです。

2つ目は、HFAにジェンダーの視点を入れてほしいと前のときに要望しておりますので、全く同じことを次のときにも要望したらよいのではないかと思います。

それから、やはりジェンダーの視点に立った災害レジリエンスの強化ということも考えていただきたい。

以上でございます。

○廣岡座長 ありがとうございます。

それでは、残りの時間は質疑と自由討議の時間にしたいと思います。

この分野の国際政策に日本の経験をどうやって反映していくことが必要か。その点が多たるテーマかと思います。どなたでも結構ですので、御意見のある方はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○松下委員 今日は皆様のお話をお聞きしまして、これから報告を取りまとめるという点で様々な視点をいただきました。ありがとうございました。

兵庫行動枠組が2015年までということで、その後、仙台で行われる会議ではどんな名前になるか分かりませんが、東日本行動枠組として色々なことがなされていくといいなと思いました。どのことについてもジェンダーに基づいた考え方を取り入れることが重要であるということをしっかり私たちも認識して、この会議での報告をまとめたいと思いました。

5つの優先行動の中で、4つ目の潜在的なリスク要因の軽減が一番まだ進んでいないということでしたので、その辺で何かアドバイスを頂戴できたらと思いました。また、これから課題をどの立場の、またどの国の方にも見える形にして提言するためには、ジェンダー統計というのはやはり重要だということを感じました。そのことをつけ加えさせていただきます。

○廣岡座長 いかがですか。

外務省、どうぞ。

○田中法子外務省総合外交政策局人権人道課外務事務官 外務省人権人道課の田中と申します。よろしくお願いいたします。

先ほど田中先生から頂いたCSWの次の決議に盛り込むべき内容として2点。

1点目が、ジェンダーの視点を踏まえた災害リスク削減の考え方が今後重要。これは非常に災害リスク削減のところで女性の役割というのが非常に重要だなというのを強調したいというのはこちらも考えているところですが、ただ、前回の2012年に出した決議でも、ディザスター・リスク・リダクションというものが、女性がバイタルロールであるということは一応書き出して、用語自体は要所要所で使っているわけですが、これはもう少し過去の前回の決議よりもさらにディザスター・リスク・リダクションという概念の中で果たすべきジェンダーの役割をもっと強調すべきという御意見でしょうか。さらに今の既存の内容よりももっともそこは焦点を当てるべきだという御意見でしょうか。

○原ひろ子男女共同参画と災害・復興ネットワーク副代表 座長先生、私が答えさせていただいていいでしょうか。原でございます。

○廣岡座長 どうぞ。

○原ひろ子男女共同参画と災害・不幸ネットワーク副代表 その点につきましては、この前、CSW第56回で決議された結論に加えるには、DRRの主体的な担い手として女性を位置付けるべき、障害者、高齢者、外国人等全ての人が政策立案段階から参画するようにするというのを田中さんはおっしゃっているわけですが、そのためには、世界のどこでも地域社会の中で平時から地域の中の色々な企画、行動、実践において男女共同参画の視点、ジェンダーイクオリティの視点に立つ日常的な活動ができていないと、災害時に急にしろと言われてもできないのだということにはつけ加えられるのかしらと思ったのです。それはもともと、この間の決議のときもインプライされていたと思うのですが、それをもう少しはっきり言うということはいかがかなと思っております。

○廣岡座長 よろしいでしょうか。

○田中法子外務省総合外交政策局人権人道課外務事務官 そうですね。まさにおっしゃるように、前回と今回の決議の違いというのは、前は発生して1年というタイミングであったということ、今回は更にそこから2年経っていますので、そこから得た更なる教訓ということで打ち出していけるかなと。それを考えたときには、平時の準備とかそういうところに女性がしっかり関わっていくというところが1つの特色として今度の決議だと出していけるのかなとは考えていますので、是非参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○廣岡座長 話を伺ってまして、私自身も逐一なるほどなとか、そうだなと思うところはたくさんございました。本当に今日はありがとうございました。

私自身の見聞したところでは、震災前には子育てサークルだったグループが震災後はすっかり活動の分野が変わってしまって、女性の起業支援とかまちづくりとか、様々なところに取り組んでおられるというのを伺いまして、直接話を聞いていて、本当に大変感銘を受けました。今は、不登校とかそういう子どもさんの問題がクローズアップされていて、震災後、不登校の子どもさんが増えてらっしゃるのですが、その問題にどう取り組むかというので頑張っていらっしゃると伺いました。

それにつけても、今ほど原先生がおっしゃいました日頃からのネットワーク。これは被災者の中ではなくて、むしろ全国的なネットワークですね。女性センターに関わらず、様々な形でのネットワークがあるということがいかに大事かということを痛切に感じたものがあります。

今日、本当にありがとうございました。もう時間も押してまいりましたので、事務局から連絡事項がございましたら、お願いします。

○土井社会的影響調査チームリーダー 本日は御熱心に調査審議いただきまして、ありがとうございます。

橋本先生が東京都の防災会議が女性ゼロということでしたが、今、最新のものと3人女性が入っていると思います。都道府県防災会議の人数については、今年中に新しいデー

タが内閣府男女共同参画局から公表できるかと思っております。

本日、御議論いただいた意見については、事務局のほうで整理いたしまして、座長と相談した上で取りまとめ、また委員の皆様にはメール等で御確認をさせていただきたいと思っております。

次回のワーキング・グループですが、1月31日（金）午後1時からの予定で、場所はこちらの建物3階の特別会議室となります。次回については、国内の取組について関係府省や有識者からヒアリングを予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○廣岡座長 どうぞ。

○原男女共同参画と災害・復興ネットワーク副代表 もう時間がなくなったので申し上げなかったことをメールでお送りしてよろしいでしょうか。

○廣岡座長 どうぞ、今、御発言ください。

○原男女共同参画と災害・復興ネットワーク副代表 これは男女局に伺いたいことですが、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針をお作りになりましたね。それが完成して地方自治体に届く前に、既に新しく災害対策マニュアルをそれぞれの自治体でお作りになっているような場合、これはどうなるのでしょうか。

つまり、そのときはまだ余り男女共同参画の視点が反映されないまま新しいのを大震災以後お作りになってしまったという自治体に対してどういうことができるのだろうかということ。

もう一つは、国内の男女共同参画センターが果たす機能というのは本当に大事で、これは災害対応だけでなく、色々な意味で地域社会において大事なことですし、従来の婦人会の活動と少し違った意味での新しい趣味も含めて、幅の広い活動も始まっているみたいです。今、座長先生がおっしゃったように、前は子育てのことをやっていた人が別なこともやり出すときにフレキシブルにメンバーの気持ちで変わっていくということをサポートするためには、今の男女共同参画センターの体制が非常勤の方だけでやっているところとかありまして、これはぜひ男女共同参画会議全体として体制強化を図るように御尽力いただければと思います。

以上でございます。

○廣岡座長 ありがとうございます。

それでは、これで防災復興ワーキング・グループの第2回会合を終了いたします。

皆様、お忙しいところをありがとうございました。